

資料1別紙 弁護士法第72条の例外とされる法律における規律一覧

	認定(許可・認証)内容	認定(許可・認証)基準	有効期間	監督	情報公開及び説明義務	報酬に関する規律	弁護士の関与	
消費者契約法	差止請求権の行使	<p>●次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り認定することができる。</p> <p>①特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること</p> <p>②不特定多数の消費者の利益擁護活動を主たる目的として活動していること</p> <p>③差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること</p> <p>④理事会の決議が多数決で行われ、差止請求関係業務に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと、及び理事の構成について特定の事業者の関係者が3分の1以下で、同一の事業を行う事業者が2分の1以下であること</p> <p>⑤専門委員が差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること</p> <p>⑥差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること</p> <p>⑦差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(以上、第13条第3項各号)</p> <p>⑧消費者の利益擁護に関連する法律によって罰金刑に処せられその刑の執行が終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過している法人</p> <p>⑨適格消費者団体の認定を取り消され、または消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認定されてから3年を経過していない法人</p> <p>⑩暴力団等が支配していない法人</p> <p>⑪暴力団員等が業務に従事し又は従事するおそれがない法人</p> <p>⑫政治団体ではない</p> <p>⑬役員が、禁固以上の計又は消費者の利益擁護に関連する法律によって罰金刑に処せられ、刑の執行が終わり又は刑の執行を受けることがなくなってから3年を経過していない、認定取消等を受けた適格消費者団体の役員であった者でないこと</p> <p>(以上、第13条第5項各号)</p>	認定の日から3年(第17条)	<p>①帳簿書類の作成・保存(第30条)</p> <p>②財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等(第31条)</p> <p>③報告及び立入検査(第32条)</p> <p>④適合命令・改善命令(第33条)</p> <p>⑤認定取消(第34条)</p>	誰でも、定款・業務規程・財務諸表等を閲覧、謄写することができる(第31条第4項)	<p>・消費者側からの受領に関しては規定なし</p> <p>・相手方からの受領に関しては以下のとおり</p> <p>適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。(第28条)</p> <p>※罰則もある(第49条)</p>	<p>(適格消費者団体の認定)</p> <p>第13条第3項 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。</p> <p>五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。</p> <p>ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者</p>	
サービサー法	委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業	<p>●次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならない。</p> <p>①資本金の額が五億円以上の株式会社でない者</p> <p>②許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社</p> <p>③この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社</p> <p>④常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士のない株式会社</p> <p>⑤暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する株式会社</p> <p>⑥暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社</p> <p>⑦取締役若しくは執行役又は監査役(以下この号において「役員等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ホ 債権の管理又は回収に関し、刑法、暴力行為等処罰に関する法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ヘ 暴力団員等</p> <p>ト 債権回収会社が許可を取り消された場合において、その取消の日前六月以内に当該債権回収会社の役員等であった者で当該取消の日から五年を経過しないもの</p> <p>チ 債権管理回収業に関し不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足る相当の理由がある者</p> <p>⑧債権管理回収業を適正に遂行するに足る人的構成を有しない株式会社</p> <p>(以上、第5条各号)</p>	規定なし	<p>①業務に関する帳簿書類を作成・保存(第20条)</p> <p>②事業報告書の提出(第21条)</p> <p>③立入検査等(第22条)</p> <p>④業務改善命令(第23条)</p> <p>⑤許可の取消し等(第24条)</p>	規定なし	<p>規定なし</p> <p>ただし株主による会計帳簿の閲覧謄写請求(会社法第433条)等会社法上の規定あり</p>	<p>規定なし</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第5条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第3条の許可をしなければならない。</p> <p>四 常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士のない株式会社</p> <p>(許可に関する意見聴取)</p> <p>第6条</p> <p>2 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、<u>弁護士である取締役について、当該取締役がその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有するものであるか否かに関し、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。</u>ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。</p> <p>(受託債権の管理又は回収の権限等)</p> <p>第11条</p> <p>2 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理若しくは回収の業務を行い、又は譲り受けた債権の管理若しくは回収の業務を行う場合において、次に掲げる手続については、弁護士に追行させなければならない。</p> <p>一 簡易裁判所以外の裁判所における民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告(民事保全の執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。)に係る手続</p> <p>二 簡易裁判所における民事訴訟手続であって、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの</p> <p>三 簡易裁判所における民事保全の命令に関する手続であって、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの</p>
<p>※サービサー法は、弁護士法第72条、第73条の例外を認めるものであることから、サービサーの業務の適正を確保するため、上記各規定のほか、行為規制(第14条から第19条まで)、罰則規定(第6章)を定めている。</p>								

<p>ADR法</p>	<p>民間紛争解決手続 (民間事業者が和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続)</p>	<p>●以下の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力に並びに経理的基礎を有するものと認めるときは認証をする。</p> <p>①和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること                  ②和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること                  ③手続実施者の選任方法及び民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること                  ④申請者の実質的支配者等又は申請者の子会社等を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること                  ⑤手続実施者が弁護士でない場合(手続実施者が認定司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること                  ⑥民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること                  ⑦民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること                  ⑧紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること                  ⑨申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること                  ⑩民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること                  ⑪民間紛争解決手続において提出された資料等に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること                  ⑫紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること                  ⑬手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること                  ⑭申請者等が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること                  ⑮申請者(手続実施者を含む。)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと                  ⑯申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること                  (以上、第6条各号)</p> <p>●以下の欠格事由に該当しないこと。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人                  二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者                  三 破産者で復権を得ないもの                  四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者                  五 この法律又は弁護士法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者                  六 認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者                  七 認証紛争解決事業者で法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるものが認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの                  八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)                  九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの                  十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの                  十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者                  十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者                  (以上、第7条各号)</p>	<p>規定なし</p>	<p>①事業報告書等の提出(第20条)                  ②報告及び検査(第21条)                  ③勧告等(第22条)                  ④認証の取消し(第23条)</p>	<p>・認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項等を、事務所において見やすいように掲示しなければならない(第11条第2項)</p> <p>・認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、当事者に対し、手続き実施者選任に関する事項、当事者が支払う報酬・費用、標準的な手続きの進行等について記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。(第14条)</p>	<p>・認証紛争解決事業者(手続実施者を含む。)は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる(第28条)</p> <p>・報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと(第6条第15号)</p>	<p>(認証の基準)                  第6条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。</p> <p>五 手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。</p>
<p>※ADR法は、弁護士法第72条の例外を認めるものであることから、認証紛争解決事業者の業務の適正を確保するため、上記各規定のほか、暴力団員等の使用の禁止(第15条)、罰則規定(第5章)を定めている。</p>							